

《よこしん》 半期レポート

= 自己資本の充実の状況等 =

(令和4年9月期)



横浜信用金庫

自己資本比率規制（「3本の柱」）

この自己資本の充実の状況等の開示は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二（連結は同規則第133条第1項第3号ハ）の規定に基づくものです。

自己資本比率規制については、次の「3本の柱」から構成されています。

■ 第1の柱 最低所要自己資本比率

第1の柱は、金融機関が保有するリスクに対して求められる最低所要自己資本比率について定めたものです。国内業務のみを取り扱う信用金庫は、最低所要自己資本比率は4%以上の確保が求められています。

■ 第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」の取組みが求められています。また、金融当局においても、各金融機関が創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

■ 第3の柱 市場規律

第3の柱では、情報開示を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての開示が求められています。外部評価を通じて規律を働かせ、金融機関の健全な経営を促すことが期待されています。

※ 本資料の計数は、単位未満を切り捨てて表示しています。

※ 本資料の計数は、会計監査人の監査を受けていません。

自己資本の構成に関する開示事項（単体）

■ 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目	令和4年3月末	令和4年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	98,020	99,516
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,743	1,714
うち、利益剰余金の額	96,325	97,813
うち、外部流出予定額（△）	34	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 11
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,494	1,492
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,494	1,492
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	99,515	101,009
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	628	593
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	628	593
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	628	593
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	98,886	100,416
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	890,958	927,145
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,457	△ 1,272
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,457	△ 1,272
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,787	43,787
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	934,745	970,932
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.57%	10.34%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

定量的開示事項（単体）

■ 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和4年3月末		令和4年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	890,958	35,638	927,145	37,085
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	883,053	35,322	917,645	36,705
ソブリン向け	10,115	404	9,439	377
金融機関向け	98,219	3,928	107,150	4,286
法人等向け	200,305	8,012	214,811	8,592
中小企業等向け及び個人向け	135,446	5,417	138,792	5,551
抵当権付住宅ローン	41,159	1,646	39,981	1,599
不動産取得等事業向け	245,476	9,819	253,274	10,130
3月以上延滞等	766	30	489	19
取立未済手形	98	3	92	3
信用保証協会等による保証付	9,725	389	10,281	411
出資等	22,419	896	24,434	977
上記以外	119,317	4,772	118,896	4,755
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,357	374	10,761	430
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,457	△ 58	△ 1,272	△ 50
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	4	0	9	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,787	1,751	43,787	1,751
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	934,745	37,389	970,932	38,837

（注） 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（１）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	令和4年3月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				3月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
国内	2,459,267	1,298,618	389,960	8	1,521
国外	42,091	—	41,325	—	—
地域別合計	2,501,358	1,298,618	431,286	8	1,521
製造業	125,551	107,621	14,158	—	118
農業	1,470	1,469	—	—	—
林業	—	—	—	—	—
漁業	16	16	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	126	—	—	—	—
建設業	182,359	181,362	774	—	9
電気・ガス・熱供給・水道業	15,567	189	15,100	—	—
情報通信業	10,851	7,766	2,598	—	—
運輸業、郵便業	55,522	40,406	13,566	—	—
卸売業	79,652	77,556	1,763	1	7
小売業	44,508	39,791	4,321	—	160
金融業、保険業	543,519	7,162	60,246	6	—
不動産業	274,203	265,841	8,072	—	830
物品賃貸業	16,072	8,179	7,871	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,271	1,271	—	—	—
宿泊業	10,787	10,782	—	—	—
飲食業	26,871	26,663	200	—	318
生活関連サービス業、娯楽業	11,332	10,986	300	—	—
教育、学習支援業	6,165	6,162	—	—	—
医療、福祉	25,700	25,695	—	—	—
その他のサービス	79,403	79,217	—	—	46
国・地方公共団体等	731,224	204,357	302,311	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	196,376	196,015	—	—	29
その他	62,802	99	—	—	0
業種別合計	2,501,358	1,298,618	431,286	8	1,521
1年以下	768,855	283,192	56,596	8	
1年超3年以下	374,171	68,878	53,293	—	
3年超5年以下	115,145	82,979	32,129	—	
5年超7年以下	105,694	76,173	29,496	—	
7年超10年以下	311,913	272,370	39,542	—	
10年超	730,014	510,402	208,612	—	
期間の定めのないもの	95,563	4,621	11,614	—	
残存期間別合計	2,501,358	1,298,618	431,286	8	

（注）１．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

２．「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

３．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。

４．CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	令和4年9月末				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				3 月 以 上 延 滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バ ラ ン ス 取 引	債 券	デリバティブ取引	
国内	2,216,707	1,172,963	388,799	25	1,230
国外	43,750	—	43,164	—	—
地域別合計	2,260,457	1,172,963	431,964	25	1,230
製造業	129,773	108,531	17,365	—	18
農業	1,481	1,480	—	—	—
林業	—	—	—	—	—
漁業	13	13	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	137	—	—	—	—
建設業	186,083	184,813	1,037	—	28
電気・ガス・熱供給・水道業	19,582	145	19,181	—	—
情報通信業	11,299	7,873	2,896	—	—
運輸業、郵便業	58,530	41,293	15,702	—	—
卸売業	82,063	79,756	1,948	2	22
小売業	45,709	41,670	3,619	—	161
金融業、保険業	590,188	7,295	63,830	22	—
不動産業	283,123	273,244	9,578	—	637
物品賃貸業	16,981	8,021	8,938	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,597	3,597	—	—	—
宿泊業	10,669	10,662	—	—	—
飲食業	26,611	26,403	200	—	316
生活関連サービス業、娯楽業	15,088	14,742	300	—	—
教育、学習支援業	6,762	6,759	—	—	—
医療、福祉	26,884	26,879	—	—	—
その他のサービス	78,568	78,223	130	—	22
国・地方公共団体等	411,305	58,417	287,235	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	193,307	193,039	—	0	22
その他	62,692	98	—	—	—
業種別合計	2,260,457	1,172,963	431,964	25	1,230
1 年以下	515,450	153,158	38,238	25	
1 年超 3 年以下	362,854	66,901	56,953	—	
3 年超 5 年以下	123,055	85,452	37,565	—	
5 年超 7 年以下	105,698	70,410	35,265	—	
7 年超 10 年以下	317,630	277,275	40,354	—	
10 年超	739,903	514,544	212,359	—	
期間の定めのないもの	95,864	5,220	11,227	—	
残存期間別合計	2,260,457	1,172,963	431,964	25	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「3 月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年3月期	1,260	1,494	—	1,260	1,494
	令和4年9月期	1,494	1,492	—	1,494	1,492
個別貸倒引当金	令和4年3月期	2,720	2,646	209	2,510	2,646
	令和4年9月期	2,646	2,622	—	2,646	2,622
合 計	令和4年3月期	3,980	4,141	209	3,771	4,141
	令和4年9月期	4,141	4,115	—	4,141	4,115

(注) 1. 一般貸倒引当金の当期減少額その他については、洗替による取崩額です。

2. 個別貸倒引当金の当期減少額その他については、主として税法による取崩額です。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

単位:百万円

	令和4年3月期					
	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
国内	2,720	2,646	209	2,510	2,646	0
国外	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,720	2,646	209	2,510	2,646	0
製造業	386	403	3	382	403	—
農業	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	64	56	8	55	56	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	7	—	7	7	—
運輸業、郵便業	7	8	—	7	8	—
卸売業	330	315	22	308	315	0
小売業	438	554	18	420	554	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	904	803	113	790	803	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	0	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	371	328	—	371	328	0
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	31	30	—	31	30	—
その他のサービス	62	65	14	48	65	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	113	72	28	85	72	—
合計	2,720	2,646	209	2,510	2,646	0

(単位:百万円)

（単位：百万円）

	令和4年9月期					
	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
国内	2,646	2,622	—	2,646	2,622	0
国外	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,646	2,622	—	2,646	2,622	0
製造業	403	391	—	403	391	—
農業	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	56	79	—	56	79	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	7	7	—	7	7	—
運輸業、郵便業	8	5	—	8	5	—
卸売業	315	310	—	315	310	0
小売業	554	542	—	554	542	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	803	787	—	803	787	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	328	328	—	328	328	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	30	30	—	30	30	—
その他のサービス	65	65	—	65	65	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	72	74	—	72	74	—
合計	2,646	2,622	—	2,646	2,622	0

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年3月末		令和4年9月末	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	897,940	—	578,141
10%	—	191,096	—	188,939
20%	508,107	4,174	555,578	4,633
35%	—	117,645	—	114,283
50%	84,986	2,951	98,225	1,223
75%	—	164,717	—	168,589
100%	8,948	492,060	6,594	514,987
150%	—	366	300	753
200%	—	—	—	—
250%	—	28,363	—	28,206
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	602,042	1,899,315	660,699	1,599,758

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年3月末	令和4年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	8,119	7,251	73,328	68,951	—	—
①ソブリン向け	—	—	34,091	28,496	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	4,555	3,569	259	259	—	—
④中小企業等及び個人向け	1,715	1,904	35,585	36,755	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,440	1,535	1,058	1,041	—	—
⑦3月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧上記以外	408	241	2,332	2,397	—	—

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	6	20
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年3月末	令和4年9月末	令和4年3月末	令和4年9月末
① 派生商品取引合計	8	25	8	25
(i) 外国為替関連取引	8	25	8	25
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	8	25	8	25

(注) グロス再構築コストの額は、零を下回らないものに限っています。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

① 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和4年3月末		令和4年9月末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	3,698	—	4,434	—
商業用不動産	—	—	—	—
クレジット債権	—	—	—	—
法人等向け債権	—	—	—	—
その他	3,698	—	4,434	—

② 再証券化エクスポージャー

「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

① 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区 分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年3月末		令和4年9月末		令和4年3月末		令和4年9月末	
	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引	オンバランス 取 引	オフバランス 取 引
0%	3,698	—	4,434	—	—	—	—	—
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,698	—	4,434	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

② 再証券化エクスポージャー

「再証券化エクスポージャー」を保有していません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で 時価のないもの等
		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額			貸借対照表 計上額
					う ち 益	う ち 損	
上 場 株 式	令和4年3月末	7,347	11,824	4,476	4,552	76	—
	令和4年9月末	7,590	11,437	3,847	3,922	75	—
非 上 場 株 式	令和4年3月末	—	—	—	—	—	417
	令和4年9月末	—	—	—	—	—	417
そ の 他	令和4年3月末	14,512	17,691	3,178	3,206	28	7,642
	令和4年9月末	15,959	18,441	2,481	2,596	115	7,643
合 計	令和4年3月末	21,860	29,515	7,655	7,759	104	8,059
	令和4年9月末	23,550	29,878	6,328	6,519	191	8,061

(注) 1. その他有価証券で時価のあるものの「その他」は、上場投資信託及び上場優先出資証券です。

2. その他有価証券で時価のないもの等の「その他」は、信金中金出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表 計上額	時 価	評価差額	うち益	うち損
子会社・子法人等株式	令和4年3月末	49	—	—	—	—
	令和4年9月末	49	—	—	—	—

(注) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額	売却益	売却損	株式等償却
出資等エクスポージャー	令和4年3月末	1,404	216	67	—
	令和4年9月末	891	124	—	—

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,028	32,144
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		令和4年9月末	令和3年9月末	令和4年9月末	令和3年9月末
1	上方平行シフト	43,819	41,102	3,483	3,056
2	下方平行シフト	—	0	3,888	3,853
3	スティープ化	37,423	34,285		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	43,819	41,102	3,888	3,853
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		令和4年9月末		令和3年9月末	
		100,416		97,638	

- (注) 1. Δ E V E (最大値) について、保有有価証券の平均残存期間長期化を主因に、前事業年度と比較して増加しています。
2. Δ N I I (最大値) について、貸出金の平均残存期間短期化を主因に、前事業年度と比較して僅かに増加しています。
3. 当期の重要性テスト (Δ E V E / 自己資本の額) の結果は、監督上の基準である 20% を超過していますが、内部管理上、全体の金利リスクを V a R により計測を行っており、信用リスクやその他リスクと共に、資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しています。

銀行勘定の金利リスク計測時の主な前提は以下のとおりです。

- 流動性預金の満期の前提
金融庁の定める保守的な前提を採用しており、流動性預金のうち一定額 (①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の年間最大流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50% 相当額、以上①～③のうち最小の額を上限) をコア預金と認識し、0～5 年の期間に均等に振り分け (平均 2.5 年) ています。流動性預金全体の満期については、平均満期が 1.243 年、最長 4.917 年の取引として金利リスクを計測しています。
- 住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の前提
住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約については考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクのうち、正值となる通貨のみを単純合計しています。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。
- スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- 内部モデルの使用等、Δ E V E 及び Δ N I I に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
Δ N I I の算定にあたっては、商品毎に一定の市場追随率等を考慮しています。

——本資料についてのお問い合わせ先——

横浜信用金庫 経営企画部

TEL : 045-680-6912

Eメールアドレス : ys1280-Keiei_kikaku@yokoshin.co.jp